

豊田市地域活動支援センター事業委託仕様書

1 運営の基本的事項

地域活動支援センター事業は、障がい者の社会参加を促進するものであり、生活の基盤に深くかかわるものであることに鑑み、その提供にあたっては、心理面に配慮するほか、事故の防止はもとより、その心身の状態を的確に把握しつつ、別添「豊田市地域活動支援センター事業実施要綱」（以下、「要綱」という）に基づいて受託者の責任において適切なサービスを行わなければならない。

2 実施場所

豊田市西町地内ほか

3 活動拠点

プロポーザルにおいて選定された業者は、割り当てられた担当エリア内において、活動拠点を1か所設置すること。

4 委託期間及び条件

- (1) 委託期間は、委託期間の開始日から令和12年3月31日までとする。
- (2) 委託期間の開始日から令和9年3月31日までの間は、事業実施のための準備期間とする。また、この間の委託料の支払いは発生しない。

5 実施日時等

(1) 実施日

ア 原則週5日以上、曜日を決めて実施日を設定すること。ただし、イベント等で実施日でない日に実施する場合は、代わりの日を休みとすることができる。

イ 祝日（振替休日を含む）、年末年始（12/29~1/3）は休みとすることができる。

(2) 実施時間

原則として、午前7時から午後10時までのうち、1日7時間以上となるよう実施時間を設定すること。ただし、イベント等で設定した実施時間以外で実施する場合は、時間を調整することができる。

(3) 実施日時の変更

台風等、利用者の安全の確保が難しい場合は、実施を中止にしたり、実施日時等の変更をすることができる。この場合、事前に利用者に周知するとともに、当市に連絡すること。

6 実施事業

実施事業は別表1のとおりとする。

7 職員の配置

職員の配置は、要綱第6条第1項第2号に示すI型に基づき、以下のとおりとする。

- (1) 専門職とは精神保健福祉士のほか、社会福祉士、保健師、看護師をいう。
- (2) 業務担当責任者は、施設長とし、公告日から起算し、継続して3か月以上雇用している者であること。

8 利用者数

利用者数は1日当たりの実利用人員が概ね20名以上とする。

9 利用者の自己負担

利用者負担は、原則無料とする。ただし、受託者は利用者に、飲食費などの実費の支払いを求めることができる。

10 事業計画の報告

受託者は、毎年4月10日までに当該年度の事業計画を市に提出すること。

11 損害賠償

業務の履行にあたって、故意又は過失により参加者又は第三者若しくは委託者に損害を与えた場合は、受託者はその賠償の責を負うものとする。

12 委託料の支払方法

- (1) 契約金額の支払いは、令和9年度末及び令和10年度末並びに本業務完了時とする。
- (2) 令和10年3月末日及び令和11年3月末日の支払額は、契約金額の1/3とする。ただし、契約金額の1/3に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数の額を業務完了時にあわせて支払うものとする。
- (3) 業務完了時の支払額は、契約金額から既支払額を差し引いた額とする。

13 経理状況等の報告

受託者は、収支に関する帳票、その他管理に係る諸記録を整備し、常に経理状況を明らかにしておくとともに、市が必要と認めるときは、その状況を報告しなければならない。

14 運営管理状況等の報告

受託者は、毎月の運営管理状況を翌月の10日、年報は翌年度の4月10日までに市に報告しなければならない。

また、受託者は社会情勢等に伴う活動の変更がある場合は、市に速やかに報告するものとする。

1 5 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報

契約約款及び「豊田市個人情報の取扱い及び情報セキュリティに関する特記」を遵守すること。

(2) 再委託の禁止

受託者は、契約した業務の全部又は一部を他の者に再委託してはならない。

(3) 法令等の遵守

受託者は、本業務を実施するにあたっては、以下の関係法令等の規定及び基準を遵守するものとする。

ア 豊田市地域活動支援センター事業実施要綱

イ 豊田市地域生活支援事業実施要綱

ウ 豊田市指定障がい福祉サービスの事業等の設備、運営等に関する基準等を定める条例（平成 24 年条例第 54 号）

エ 障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）

(4) 業務の引継ぎ

受託者は、本委託契約が終了し、契約更新が見込まれない場合にあっては、新たな受託者と十分業務の引継ぎを行い、該当業務に支障をきたすことのないように対処しなければならない。この際、必ず委託実施期間終了前に引継書を作成し、委託者に承諾を得ること。

1 6 その他

(1) 豊田市重層的支援体制推進事業実施要綱に基づき、利用者等から相談があった場合、相談者の地域社会からの孤立を防ぐため、相談を受け止め、適切な支援機関につなぐ等必要な支援を行うこと。

(2) 業務の遂行に当たっては、事前に委託者と十分協議を行うこと。また、委託実施期間中においても、進捗状況、今後の進め方等を逐一報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。

(3) 外国籍の方の相談に当たっては、必要に応じて豊田市の通訳サービスを利用することができる。

(4) 本契約の各事項、仕様書について疑義が生じたとき又は本契約に定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上、決定する。

豊田市地域活動支援センター事業委託仕様書 別表 1

種別	実施事業	回数	内容
基礎的事業	創作的活動	週 1 回以上	レクリエーション、調理実習、運動等
	社会との交流促進事業	随時	・ 地域交流 ・ 当事者活動支援（自主活動グループ支援）
	オープンスペースの確保	常時	・ 居場所及び日中活動場所の提供 ・ 当事者が選択して活動できる環境設定を行う
	相談支援に関すること	常時	精神障がいのほか精神保健に課題を抱えるものの相談
機能強化事業	専門職（精神保健福祉士、社会福祉士、保健師、看護師等）による相談	随時	電話、面接、訪問等による相談
	家族教室	年 2 回以上	当事者及び家族等を対象とした座談会等の教室
	ピアサポート活動	随時	・ 当事者同士の交流を中心とした活動の実施 ・ ピアサポーターへの活動の場の提供
	地域住民ボランティア育成事業 心のサポーター養成事業※1	年 2 回以上※2	・ 地域活動支援センター主催の養成・育成研修 ・ ボランティアの受入れ
	普及啓発	年 1 回以上	精神障がいの理解促進を図るための出前講座又は一般講演会（実施場所は豊田市内とする）
	医療・福祉及び地域との連携強化のための調整	年 1 回以上	医療・福祉・地域の関係機関へ出向き、障がい者の QOL の向上及び地域移行に関する調整を図り、情報共有の場を設ける
	豊田市の実情に応じた創意工夫に基づく事業	随時	・ 当事者が活動の中で役割を持ち、就労等次のステップへの移行を見据えることができる活動 ・ 遠方の人でも参加しやすい居場所（サテライト会場）の設置 ・ 居住支援の相談窓口紹介 等
その他	その他市が依頼する会議等	随時	豊田市精神障がい者地域支援協議会への参加 豊田市地域自立支援協議会への参加 等
	活動及び事業所の周知	随時	様々な媒体を活用した地域活動支援センターの周知の実施

※1：厚生労働省は「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の中に位置づけられている普及啓発や地域での助け合いを推進するため、令和 3 年から「心のサポーター養成事業を開始。令和 6 年からの 10 年間で 100 万人のサポーターを養成することを目標に掲げている。

※2：令和 9 年度については準備期間とし、令和 10 年度から年 2 回以上実施すること。